適格請求書発行事業者の登録申請書

	(·-\、 受印	`\		1																					[1	/	2]
令和]	年	,	月	日	申	(本 主	法 こ こ た	又 人 の 店		計 合) は	⊗(法広島	人の場	易合の	み公ま) 4) 見されす 質田丁3 -	きす)		(電	話話	番号	08	32	_	235	,	- 30	355)
						請			リ ゔ 税	,) 地	一広島)4) 質町3-			(雷	注話者	番号	O.P.			235	5 -	- 3:	355)
						前		(フ	IJ :	ガナ)	7.7- ⊗	トネクス	スト カ	りごシ	キガイ シ	17		(电	1001	ザク	00)		230	,		555)
							E					スマ			・ クフ	K F	株式	会社											
						者		(フ	リ :	ガナ)	777	カシ:	1))															
J	広島	西	税	簽署	長殿	L Z			人 の そ 者				可 1	俊二	- -														
							挝	3	人	番	号	4	2		4	0	0	0		1	0		2		o	9	6		0
公表 1 2 な	さ申法お、	ま者(上言	ト。)氏名 、格 己 1 〕	名又 ひなび	は名 い社 2の	称 :団等 ほか	を限、	余く。 登録番)に 号及	あっ ⁻ び登卸	ては、 录年 <i>J</i>	格請オ 本日書 情	又は 公表	i 主 /	たる! れま	事務良	斤の所	在地										° ← §	ジで
(平成 ※	28 当 i	年法 亥申	: 律 請	第15 書は	·号) 、所	第 · 得	5条 税法	の規:	定に 一部:	よる を改	しての 改正 正す のです	後のる法)消	費税	法第	557条	· の 2	第	2 1	頁の	規定	定に	こよ	り月	∃請	しま	す。	
												税事業録され			ょるま	場合り	は令和	和 5 ^在	手 6	月	30 ⊨)	まっ	でに	<i>_0</i>	申	清書	を携	是出
								この	申請書	を提出	出する	る時点は	にお	いて	、該	当する	る事業	者の	区分	に肩	まじ、		こレ	卵を	⊱付 l	してく	くださ	٠ ١ ع	
事	業		者		区	5	}								業者						免和								
							*					[認」権 2載して														には、	、次』	薬 「 ź	免税
判合こか	5に令申っる	3年をと	税事 6 月 提出で	事業 30 する さ	者と 目): こと: 困難;	なまがな事情	易こを青																						
税	理		士		署	名	- 1	税理:	土法人 !士	、長	谷川	会計							(雷	話者	番号	80	32	_	27:	2 -	- 58	368)
※ 税	整理番号							下門 番号		申	請!	年月	日			年	月	ļ	I I		信	年	月 月	作 月	f		確認		
務署処	入之		処 3	理		 年		月	」 日	番 確					/元 『認			確認書物		人番					ド・週	[三]		1	
理欄	登卸		番	号.	 Т ₁	<u> </u>				1 1				I - μ.		_ /					<u> </u>	1						<u> </u>	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

			氏名又は名称	スマートネク	スト 株式	会社						
	該当する事業者の区分に応じ	し、□にレ印を作	亅 し記載してくだ	さい。								
免	□ 令和 5 年10月 1 日の属 (平成28年法律第15号)	附則第44条第4	1項の規定の適月	用を受けよう	とする事	業者						
税	※ 登録開始日から納料	兇義務の免除⊄)規定の適用を5	受けないこと	となりま	す。						
事	個 人 番 号											
業	事生年月日(個			法人事 業	年 度	月 F						
 者	業 人) 又は設立 内 年月日(法人)	年	月 日	のみ記載w	至	月 F 						
	容	容										
の	等事業内容			am r	W 14n DD	o 4m m						
確	□ 消費税課税事業者(選択)			※ 令和 5 上除の までの間	说 期 間 5年10月1日か 引のいずれかの	の初日 ら令和6年3月31日 日						
認	規定の適用を受けないこと。 ようとする事業者	となる課税期間	の初日から登録を	受け 令和	年	月 日						
登												
録	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえの確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ											
要件	V,°											
1 か	消費税法に違反して罰金以上 (「いいえ」の場合は、次の質			せん。	☑ はい	□ いいえ						
確		ナ・亜ゖファルが	シノナ・モロかとり	たた奴児して								
認	その教生を終わり、又は教生 います。 -	を受けることがん	よくなつに 日から 2	半を経廻して	□はい	□ いいえ						
参												
考												
事												
項												